

令和7年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・刑法

試験時間：14:00～16:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて5ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 憲 法

第1問（配点：40点）

Xは、自己の支持する政党の活動報告やアンケートなど（以下「本件ビラ」という。）を配布するために、8階建ての分譲マンションである本件マンションの正面出入口から玄関ホールに入り、ホールの奥にある玄関内ドアを開け、1階廊下を通して、突き当たりにあるエレベーターに乗って8階に上がり、各住戸のドアポストに本件ビラを投函しながら、各階廊下と階段を通して2階に至った（以下「本件立入り行為」という。）。ところが、2階の廊下で住人Aに「このビラを入れたのはお前か。」と声をかけられた。Aは、本件ビラの投函と、そのための本件立入り行為に強く苦情を述べるとともに、その場で警察に通報した。Xは、本件ビラの投函は正当な政治活動であるが、Aが迷惑だと言うのであれば今後は投函をやめる旨を説明していたところ、駆けつけた警察官に逮捕された。

本件マンションの玄関ホール内には掲示板と集合ポスト（全戸分の郵便受け）がある。集合ポストの横には「チラシ・パンフレット等広告の投函は固く禁じます。」と記載された貼り紙①が、玄関ホールの掲示板には「当マンションの敷地内に立入り、チラシ・パンフレットの投函、物品販売などを行うことは厳禁です。工事施行、集金などのために訪問先が特定している業者の方は、必ず管理人室で入退館記録簿に記帳の上、入館（退館）願います。」と記載された貼り紙②が、いずれも本件マンションの管理組合の名義で掲示されていた。

Xは、玄関ホールの貼り紙①および②には気付いていたが、特に気に留めなかった。Xが訪れたときには管理人は不在であった。Xは、集合ポストよりも各住戸のドアポストに投函した方が住民に閲覧してもらえる可能性が高いと考え、本件立入り行為に及んだものであった。

Xは、裁判において、本件立入り行為をもって刑法130条前段の罪に問うことは憲法21条1項に違反すると主張した。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ、論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 憲 法

第2問（配点：40点）

Xらは、「弘安2年10月12日建立の一閭浮提総与（いちえんぶだいそうよ）の御本尊」を信仰の根本対象とする宗教団体A宗の信徒組織Y（宗教法人）の会員であった。Yは、あるとき、（1）前記御本尊を安置するための「事の戒壇」たる正本堂をA宗総本山B寺境内に建立する、（2）正本堂建立は広宣流布（宗祖による三大秘法の仏法が全世界に弘まること）達成のときにあたるとして、会員に建設費用の寄付を募ったため、Xらはこれを信じて寄付を行った。

ところが、Yはその後、正本堂完工時においても「正本堂は未だ三大秘法抄の戒壇の完結ではなく、広宣流布は未だ達成されない」と述べるにいたった。また、Xらは、寄付後に、Yが正本堂に安置するとしてきた御本尊も実際には偽物であることが判明したと考えるようになった。以上の理由から、Xらは、本件寄付行為は錯誤に基づいてなされたものであり取り消すことができる等と主張して、Yに対して寄付金の返還を求める訴訟を起こした。

なお、Yは、Xらの主張に対し、（1）正本堂は、広宣流布達成のときに「事の戒壇」となる建物という意味で、「事実上の」または「実質的な」「事の戒壇」であると意義づけていたものであり、「事の戒壇」そのものとはしていない、（2）御本尊はあくまで本物であり、Xらの指摘は、異宗派によって流布された妄説を誤って信じ込んだ結果に過ぎないと反論しており、Xらの寄付行為についても無償契約たる贈与であるとして争っている。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ、論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 刑 法

第1問（配点：40点）

X（女性、42歳）は居酒屋Pの経営者として飲食業を営む者、A（女性、22歳）はP店の従業員である。Aは、生活費が乏しいため、P店の2階にあるXの住居（以下「本件住居」という。）に身を寄せていた。しかし、Xは、日頃より、Aの勤務態度への不満から、Aに対し暴言を吐き、ときに手拳で殴打するなどの暴行を加えていた。

某月13日午後11時ころ、Xは、XとA以外には誰もいない本件住居において、客に対するAの言葉遣いに激怒し、Aの両下腿部に熱湯を浴びせた上、木刀でAの頭部・顔面を殴打する暴行を加えた。その結果、Aは、両下腿部に重度の熱傷を負ったほか、鼻骨骨折、後頭部挫創の傷害を負った（以下、これらの傷害を「本件傷害」という。）。

本件傷害の結果、歩くことが難しくなったAは、食欲もなく、布団の上で横になったままの状態となった。同月16日午後2時ころには、40度前後の発熱が生じ、息遣いが荒く、意識も判然としなくなるなど、重篤な症状を呈するに至った。ところが、Xは、本件傷害を負わせた事実の発覚をおそれ、病院に連れていくことはせず、医師による適切な治療を受けさせなければ死亡するかもしれないと思いながらも、Aを放置した。その結果、Aは、同月19日午後1時ころ、本件傷害を原因とする感染症により死亡した。

同月16日午後2時ころの時点において、Aの状態は、医師による適切な治療を受けさせなければ死亡する可能性が高いものであった。他方、その時点で、Aに医師による適切な治療を受けさせていれば、確実に死亡の結果を防止することが可能であった。また、本件住居の近くには総合病院があり、Xが救急車を呼んでAを同病院に搬送すれば、Aに対する治療をすみやかに開始することが可能であった。Xが119番に架電することを妨げる事情もなかった。

この事例について、保護責任者遺棄等致死罪（刑法第219条、第218条）の成立を否定しつつ、不作为による殺人罪（刑法第199条）の成立を肯定する立場からは、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか。論点ごとに論拠を示しつつ、説明しなさい。なお、自らの見解を問うものではない。

【前期日程】

試験科目名： 刑 法

第2問（配点：40点）

Xは、以前、街中でA県警察の警察官に職務質問をされた際に不快な思いをしたことから、その仕返しとして、機を見て同警察の職務活動の邪魔をしてやろうと考えていた。

某日午前10時ころ、Xは、A県B警察署のC交番前の道路上において、ペットショップで購入した縞蛇10匹を撒き散らした。そのため、同交番前は騒然となり、同所に勤務していた警察官5名は、縞蛇を捕まえたり、交番前の道路の通行を遮断したりする等の対応に迫られ、その間、本来の業務を遂行することが不可能となった。

翌日午前0時ころ、Xは、インターネットの匿名掲示板に、「今日の朝から12時間以内に、東日本旅客鉄道株式会社D駅において無差別殺人を実行する」旨の虚偽の投稿を行った。同掲示板を閲覧した者からの通報により、A県B警察署の警察官15名は、同日午前6時ころから午後9時ころまでの間、D駅構内及びその周辺で警戒等の業務に従事し、その間、Xの予告がなければ遂行されたはずの警ら活動その他の業務を実施することが困難となった。

刑法における「公務」と「業務」の関係を明らかにした上で、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く。）。解答にあたっては、複数の見解を紹介し、自らの見解を根拠づけるとともに、その他の見解を批判すること。

令和7年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民 法・商 法

試験時間 : 10:00～12:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて4ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民法【第1問】・【第2問】、商法の3枚である。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民 法

第1問（配点：40点）

【事実】

1. ABは、CD夫婦の子であったが、折り合いが悪く、1999年にCDが相次いで亡くなった後は、互いに付き合いはほとんどなかった。
2. 2001年、独身のAは、武力紛争の絶えないアフリカの某国 α に渡航して現地で生活し始め、2003年6月を最後に、Bに一切連絡をすることがなくなった。
3. 2014年6月、Bは、Aが死亡したものと信じてAの失踪宣告を申し立て、2015年2月、裁判所によるAの失踪宣告があった。
4. 2015年3月、Bは、Dの死後Dの遺産としてAと共同相続して共有持分権の登記（持分権はAB各2分の1ずつ）を具備していた不動産甲について、Aからの相続を原因とするAの持分権の移転登記を具備し、その結果、Bは甲の単独所有者としての登記を備えた。
5. 2015年4月、Bは、甲をいこのEに売却し、Eは甲の所有権移転登記を具備した。
6. 2017年4月、Eは、甲をFに売却し、Fは甲の所有権移転登記を具備した。
7. 2020年8月、Aは当時、 α の隣国であり比較的情勢の安定していた β 国で日本食レストランを経営していたが、コロナ禍の影響で閉店せざるを得なくなり、それを機に日本に帰国した。Aは、甲に赴くとFが甲を占有していたため、甲の登記簿を調べ、事実4、5、6記載の持分権移転登記及び所有権移転登記があることを知った。
8. Fも、Aのいこであり、2016年12月に β に住むAから無事を知らせるハガキを受け取っていた。
9. Aの申立てにより、事実3記載の失踪宣告が取り消された。

上記【事実】1から9までを前提に、AのFに対する、甲についてAFの持分権をAF各2分の1ずつとする登記への更正登記手続請求が認められるか論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 民 法

第2問（配点：40点）

【事実】

1. 2020年8月31日、Aは、2023年8月31日を弁済期とするBに対する貸金債権（以下、「本件貸金債権」とする。）を被担保債権として、Bの所有する土地甲とその上に建つ建物乙に共同抵当権（以下、「本件抵当権」とする。）の設定を受け、抵当権設定登記を具備した。
2. 2020年12月15日、Bは、乙についてCとの間で、期間を1年、賃料を月額10万円として賃貸借契約（以下、「本件賃貸借契約」とする。）を締結し、乙をCに引き渡した。この賃料額は、近傍同種の物件の賃料額を基に算定したものであり、乙の客観的な使用価値に相当するものであった。
3. 2021年12月15日および2022年12月15日、本件賃貸借契約は更新された。
4. 2023年7月1日、台風により乙の屋根が壊れた。Cは、屋根を修理してもらうためBに連絡をしたが、Bは日本を不在にしており連絡をとることができなかった。Cは、雨漏りによる家財道具の損傷や再度の台風到来による被害拡大のおそれがあったため、自ら請負契約を締結して請負人に屋根を修理してもらった。このためCは80万円の請負報酬代金を支払った。
5. 2023年7月15日、Cは、日本に帰ってきたBに、事実4記載の80万円の支払いを請求したが、Bは言を左右にして支払わなかった。
6. 2023年8月31日、BはAに本件貸金債権を弁済できなかった。
7. 2023年9月11日、Aは本件抵当権に基づいて甲乙の競売を申し立てた。
8. 2023年11月24日、事実7記載の競売によりDが甲乙を買い受けた。
9. 2023年12月25日、DはCに対して、乙の使用の対価として10万円を支払うよう請求したがCがこれを拒んだため、2週間以内に払うよう再度申し入れた。しかし、2週間経過後もCは10万円をDに払わなかった。

上記【事実】1から9までを前提に、DのCに対する甲乙の明渡請求が認められるか論じなさい。

【前期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

取締役会設置会社であるA株式会社は20億円の資産を有している。20億円の資産のうち、B株式会社に対する債権が10億円を占めている。A社は代表取締役Pの独断で、C社と、この債権をC社に譲渡する合意をし、A社はこのことをB社に通知した。C社はPに債権譲渡を依頼しており、Pが独断で譲渡したという事情を知っていた。C社がB社に対して10億円の支払を請求したところ、B社は、（1）A社C社間の債権譲渡は無効であり、（2）C社は債権者ではないから支払う必要はない、と主張して支払を拒絶した。（1）、（2）のB社の主張は認められるかについて論じなさい。

問2

株主総会決議の不存在につき、不存在事由および決議の不存在の主張方法について説明しなさい。

令和7年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民事訴訟法（第1解答）

試験時間：13：30～14：10

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

民事訴訟の当事者が死亡した場合において、受継の手續がなされるまで訴訟手續が中断するのはどのような理由によるものか説明しなさい。

問2

Aは、Xから400万円を借り入れていた（以下、これによりAがXに対して負担した債務を「本件債務」という。）が、その全額を返済しないまま死亡し、Aの相続人Yら12名が本件債務を承継した。Xは、Yを被告として、本件債務のYの法定相続分12分の1に対応する約33万円の支払を求めて訴えを提起し、第1審で請求全部認容判決を得た。ところが、第1審係属中に、Aの相続人の一部が相続放棄をしたことから、Yの相続分が12分の1から4分の1になっていた。そこで、Xは、控訴して請求を拡張し、100万円の支払を求めた。

Yは、上記控訴に対し、Xは全部勝訴したのであるから、控訴の利益を有しないと主張した。これに対し考え得るXの反論について、第1審判決が確定したと仮定した場合における判決効の内容に着目しつつ、論じなさい。

令和7年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法 科 大 学 院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 14 : 20 ~ 15 : 00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて2ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

警察官Kらは、午後11時頃、繁華街の歩道上において、甲に対して職務質問を開始した。甲の同意を得て、甲が所持していたバッグの中を確認したところ、覚醒剤を発見したので、Kは、覚醒剤所持の現行犯人として逮捕する旨を告げ、甲を逮捕した。

Kらがさらに甲の身体を搜索しようとしたところ、その様子気づいた酔客が大きな声で「逮捕されてるぞ」などと言ったことから、すぐに多数の通行人が集まり、周囲を取り囲むような状態となり、歩道が通行困難となってきた。

そこで、Kらは、甲を約800メートル離れた交番へ連行することとし、歩き出した。そうしたところ、甲が「途中で俺のアパートがあるから、着替えに寄りたい」と述べたので、逮捕現場から約70メートル離れた甲のアパートに寄ることにした。

Kらは、甲の承諾を得て甲のアパートに立ち入り、甲が着替える前に、無令状で、甲の身体、さらにアパート内にある家具やクローゼットを搜索した。

Kらによる上記搜索の適法性について論じなさい。なお、本件において、承諾搜索自体の違法は問わないものとする。

令和7年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【前期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：行政法

試験時間：15：45～16：25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて3ページある。
3. 解答用紙は両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）を、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【前期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

A社は、Y県内の山林をゴルフ場として造成することを計画し、そのための開発行為につき、Y県知事に対し、森林法10条の2に基づく林地開発許可の申請を行った。Y県知事がこれを許可する処分をしたところ、本件開発区域の下方約100mに所在する住居に居住するX1と、そこに居住しているわけではないものの上記X1の住居に近接する土地に立木を所有しているX2は、本件許可処分が、森林法10条の2第2項の定める許可基準に明らかに違反し、かつ適切な裁量権の行使がされていないなどと主張して、上記許可処分の取消しを求める訴訟を提起した。このとき、X1とX2に、それぞれ原告適格が認められるか、答えなさい。

なお、本件開発区域は、過去に2度水害が発生しているB川の上流に位置し、その水源となっていた。また、本件開発行為は、開発区域の面積が約100haに及ぶゴルフ場の造成を目的とするものであって、B川の流域では上記ゴルフ場を含め合計6箇所のゴルフ場建設が予定されていた。さらに、上記X1の住居は、B川に臨む山の斜面上に位置する本件開発区域の下方で、同川に近接した高低差の小さい地点に所在していた。

（参考条文）

○森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（開発行為の許可）

第十条の二 地域森林計画の対象となっている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更す

【前期日程】

試験科目名： 行政法

る行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一 の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

令和7年度 法科大学院入学者選考試験【前期日程】法律科目試験
出題の趣旨

【憲法】

(第1問)

本問は、最判平21・11・30刑集63巻9号1765頁に基づく事案である。そこでは、広義の表現内容中立規制のうち、表現活動の規制を直接の目的とするのではない法律が、表現活動に付随する行為に適用されて、結果的に表現の自由が制約されることになる場合の「付随的規制」が問題となる。表現活動の規制以外の規制目的を有する法律が、表現の自由に対する間接的制約となる場面であり、判例も目的・手段審査は行っていない。そのことも踏まえて、事案を読み解き、玄関ホール内の集合ポストへの投函にとどまらず各住戸のドアポストへの投函に及んでいることなども勘案しながら、丁寧な比較衡量を行うことが求められるよう。

(第2問)

本問は、司法権の範囲について問うものである。関係判例としては、最3小判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁（「板まんだら」事件上告審判決）がある。主要な論点としては、①「司法権」（憲法76条1項）の概念とその範囲、②司法権の核心的内容としての「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）の定義、③具体的検討（本事案が法律上の争訟に当たるか否かの判断）等がある。上記各論点について、関係判例と学説を踏まえた解答が求められる。

【刑法】

(第1問)

本問は、事例において、保護責任者遺棄等致死罪ないし不作為による殺人罪が成立する可能性がある中、保護責任者遺棄等致死罪の成立を否定しつつ、不作為による殺人罪の成立を基礎づける際の説明のあり方を問うものである。とりわけ、両罪の区別の仕方について、また、いかなる場合に不真正不作為犯としての殺人罪の成立を認めることができるのかについて、その理解の有無を問う問題となっている。

(第2問)

本問は、具体的な事例を前提として、公務員の業務に対する加害行為に関する公務執行妨害罪・業務妨害罪の成否を検討する問題である。

問題文の指示にあるように、最初に刑法における「公務」と「業務」の関係について、各見解の内容を明らかにするとともに、いずれを妥当と考えるかを理由及び反対説への批判と共に述べることが求められる。その上で、Xの第一の行為については威力業務妨害罪の成否を、また第二の行為については偽計業務妨害罪の成否を、各構成要件の内容を的確に説明しながら論じることになる。

【民法】

(第1問)

失踪宣告から取消しまでの間に行われた「遺産」に関する契約の効力の、失踪宣告取消し後の帰趨に関する基礎的理解の有無を問う問題である。また、これらの理解に基づいて適切に事実の当てはめを行うことができるかどうかも問われている。

(第2問)

建物抵当権が実行された場合における、抵当権設定後に抵当建物に設定された賃借権の帰趨に関する基礎的理解を問うと共に、留置権の成立要件と対抗の可否、及び留置権の及ぶ範囲に関する理解を問う問題である。これらの理解に基づいて適切に事実の当てはめができるかどうかも問われている。

【商法】

(問1)

取締役会決議が必要である重要財産の処分につき（会社362条4項1号）、取締役会決議なしで代表取締役が行った行為の効力を問うものである。どのような法律構成で、どのように判断するかが重要である。

また、取引が無効である場合に、誰が無効主張できるかも問題になる。

(問2)

株主総会決議の不存在は、不存在事由としては、事実上不存在である場合、不存在と評価される場合が考えられる。

不存在の主張は訴えによる必要があるかが重要な点である。これは株主総会決議取消しの訴えがどのような趣旨で設けられたものかをきちんと理解しているかということの反面でもある。

【民事訴訟法】

問1は、訴訟手続の中断と受継の制度の趣旨を問うものである。訴訟当事者の死亡（民訴124条1項1号）によって、当然に訴訟当事者としての地位が承継されることを踏まえて、民訴124条2項、3項の規定などにも触れつつ、受継まで中断する理由を説明することが求められていた。

問2は、全部勝訴者の上訴の利益を問うものである。上訴の利益について提唱されているいくつかの学説を前提として、第1審の全部勝訴判決が確定したと仮定した場合に生じる既判力の内容を踏まえつつ、上訴の利益を肯定する方向の理由付けを論じることが求められていた。

【刑事訴訟法】

本問では、無令状搜索差押（刑事訴訟法220条1項1号・2号）に関わる基本的な知識と事案分析能力を問うた。特に本問においては、無令状搜索差押の前提である逮捕の適法性、同条1項柱書にある「必要があるとき」、また同条1項2号にある「逮捕の

現場」での解釈がそれぞれ問題となる。論述にあたっては、無令状搜索差押に関する基本的な見解や、さらに著名判例である最決平8年1月29日刑集50巻1号1頁の事案を踏まえて論じることが求められる。また、本問では、逮捕の現場で搜索差押を行わなかった点、甲を警察署に連行中、その求めにより自宅に立ち入って甲の身体、さらに家具、クローゼットを搜索したことの可否について丁寧に分析する必要がある。

【行政法】

本問は、最三小判平成13年3月13日民集55巻2号283頁をモデルとして、森林法10条の2に基づく林地開発許可につき、周辺住民等の第三者が取消訴訟を提起した場合に、その原告適格が認められるか否かを問うものである。

具体的には、行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」の意義を正確に理解できているか、また、同法9条2項の規定する考慮事項、すなわち、本件においては特に森林法10条の2第2項第1号、同項第1号の2等の趣旨・目的、これらの規定が保護しようとしている利益の内容・性質を検討し、当該規定が各原告により主張されうる被侵害利益を個々人の個別的利益として保護する趣旨を含むものであるか否かを十分に論証できているか、を問うものである。